

願人坊主が伝えた民俗芸能の祭典 開催要項

次代へつなごう 民俗芸能の技・心

県内外の願人坊主が伝えたとされる民俗芸能などの保存団体が集い、競演を繰り広げるとともに、講演会を開催し、出演者・来場者の交流をとおして、民俗芸能の保存・伝承の一助となる祭典とします。

1 日 時

平成26年10月25日（土）9：30～16：45

10月26日（日）9：30～13：00

2 会 場

(1) 八郎潟町町民体育館（屋内）

〒018-1606 南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立1番地1
舞台 間口14.4m 奥行9.0m（仮設）

客席数：800席（仮設）

(2) 八郎潟町防災多目的広場（屋外）

〒018-1621 南秋田郡八郎潟町字家の後2番地1
舞台の設営なし

客席数：150席（仮設）

3 主催者

文化庁 秋田県 八郎潟町 八郎潟町教育委員会 第29回国民文化祭秋
田県実行委員会 第29回国民文化祭八郎潟町実行委員会

4 事業内容

- (1) 県内外の願人坊主が伝えたとされる民俗芸能などの競演を行います。
- (2) 講演会を開催し、民俗芸能を次代につないでいくための一助とします。
- (3) 2日目には屋内と屋外とで民俗芸能の巡演を行います。

5 参加団体数等

出演団体 8団体程度

出演時間 1団体あたり30分以内（入退場時間を含む）とします。

6 出演団体の決定

出演団体は、各都道府県の推薦に基づき、第29回国民文化祭秋田県実行委員会及び国民文化祭実行委員会の審議を経て、文化庁が決定します。

なお、各都道府県は、出演団体を推薦するときは、別紙推薦書を第29回国民文化祭秋田県実行委員会事務局に送付してください。

7 出演に要する経費

会場費や舞台にかかわる基本的な経費については、主催者が負担します。

出演に要する経費（宿泊費・交通費・運搬費等）については、原則として各出演団体の負担となります。

8 問い合わせ先

第29回国民文化祭八郎潟町実行委員会事務局

(八郎潟町教育委員会教育課内)

〒018-1692 南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL 018-875-5812

FAX 018-875-5950

E-mail kokubunsai@town.hachirogata.lg.jp

【参 考】

平成26年10月24日（金）は、リハーサル及び出演者交流会を予定しています。